

「インド：2009年度予算案における税制改正（関税・物品税・サービス税）」

三菱東京UFJ銀行
国際企画部CIBグループ

7月6日、ムカジー財務相は、2009年度予算案(2009年4月～2010年3月)を国会に提出しました。基本関税率の最高税率は10%、物品税の基本税率は8%に据え置かれました。以下、本予算案のうち、関税・物品税・サービス税に関連する主要部分を記載します。

1. 関税 ～ 基本関税の最高税率は10%で据え置き

(※1ルピー＝約2円)

品目	税率、税額等
テレビ放送用通信端末(Set Top Box)	0→5%
液晶ディスプレイ(LCD)テレビ製造用のLCDパネル	10%→5%
携帯電話および携帯電話関連機器の製造用部品についての相殺関税	4%→0%(1年間)
スポーツ用品製造用の特定材料の関税免除	5品目追加
革製品・繊維製品・靴製造用の特定材料の関税免除	対象品目拡大
加工していない珊瑚	5%→0%
10種類の特定の命を救う薬、ワクチン、及びそのバルク薬剤	10%→5%かつ相殺関税0%
特定の心臓関連機器、例えば人工心臓、PDA/ASD閉鎖機器	7.5%→5%かつ相殺関税0%
風力発電に利用される500KW以上の回転子に永久磁石を利用した発電機(PM synchronous generator)	7.5%→5%
バイオ・ディーゼル	7.5%→2.5%
紅茶、コーヒー、ゴムのプランテーション用の特定機器	5%(2010年7月6日まで)
コーヒーのプランテーション用の収穫機	7.5%→5%。相殺関税も8%→0%に
シリアル・ナンバー付きの金の延べ棒および金のコイン	10g当り100ルピー→200ルピー
その他の形態の金	10g当り250ルピー→500ルピー
銀	1Kg当り500ルピー→1,000ルピー
※これら課税額増額は個人が持ち込む場合にも適用する	
綿くず	15%→10%
羊毛くず	15%→10%
リン鉱石	5%→2%
乗客輸送用ロープ・ウェー	相殺関税免除を廃止し課税
1時間の50立方メートル以上のコンクリートを製造できるプラント	0%→7.5%
特定の条件を満たすパッケージ・ソフトウェア、キャンド・ソフトウェア(canned software)	0%
ゴムボート、スノー・スキー、ウオーター・スキー、サーフ・ボード、セイル・ボード、その他のウオーター・スポーツ用器具	0%

(出所)インド政府予算案資料より三菱東京UFJ銀行 国際企画部 CIBグループ作成

2. 物品税（Central Excise Duty） ～ 基本税率は8%で据え置き

物品税の基本税率は8%で据え置かれた。主な例外等は、以下の通り。

（※1ルピー＝約2円）

品目	税率、税額 等
現在、物品税が4%に軽減されている品目（生活必需品、重要食料品、繊維製品）について、物品税を8%に引き上げる。 【対象外となる品目（＝物品税4%継続）】 特定食料品（ビスケット、ケーキ、ペストリー）、医薬品（Chapter 30対象品）、医療用機器、一部の紙製品、パラキシレン、農業用ポンプ、小売価格が250～750ルピーの靴、圧力鍋、価格が20ルピー以下の電球、コンパクト蛍光灯、身体障がい者用の車	軽減品目 4%→8%
排気量2,000cc以上の大型車、ユーティリティー車	20,000ルピー→15,000ルピー
ガソリン燃料のトラック	20%→8%
ガソリン燃料のトラックのシャーシ	「20%+10,000ルピー」 →「8%+10,000ルピー」
分留工業用揮発油（Special Boiling Point spirits）、ナフサ	16%→14%
バイオ・ディーゼル燃料の混合率が20%までのハイスピード・ディーゼル燃料	0%
ブランド付きガソリン	リットル当り「従価税6%+13ルピー」→「14.5ルピー」
ブランド付きディーゼル油	リットル当り「従価税6%+3.25ルピー」→「4.75ルピー」
化学繊維、糸	4%→8%
高純度テレフタル酸(PTA)、ジメチルテレフタレート(DMT)	4%→8%
ポリエステル・チップ	4%→8%
アクリロニトリル	4%→8%
純粋な綿以外の化学繊維および天然繊維のうちfiber、yarnステージ以降の加工がされているもの	4%→8%
特定の条件を満たすパッケージ・ソフトウェア、キャンド・ソフトウェア(canned software)	0%
ブランド宝飾品	2%→0%

（出所）インド政府予算案資料より三菱東京UFJ銀行 国際企画部 CIBグループ作成

3. サービス税

□ 以下のサービスについて、サービス税を賦課する。

- ・ 鉄道による物品の輸送に関するサービス
- ・ 国内貨物輸送に関するサービス、National Waterways を含む国内水運貨物
- ・ 法律に関するアドバイス、コンサルティング、テクニカル・アシスタンス（個人がサービスを利用する場合は、本サービス税賦課の対象外とする）
- ・ 美容整形・プラスチック整形手術

- 州内および州間の乗客を輸送するサービスのうち、Contract Carriage Permit を得ており、特定条件を満たすものについては、サービス税を免除する。
- 銀行間 (scheduled banks) で外為の売買を行ったものについては、サービス税を免除する。
- 輸出者が利用するサービスについては、サービス税の免除分の還付は、現在の還付制度を通じて行う。その際の還付額は FOB 額の 0.25% 以下となる。本還付を利用する際には、会計士による証明書類を提出するものとする。
- Export Promotion Councils と Federation of Indian Export Organizations (FIEO) に支払われるメンバーシップ・フィー及びその他のフィーについて、2010 年 3 月 31 日までに支払われたものについてサービス税を免除する。

《参考サイト》インド政府予算サイト

<http://indiabudget.nic.in/>

本レポートに関するお問い合わせ先

国際企画部 C I B グループ 北村広明

E-mail: hiroaki_2_kitamura@mufg.jp

TEL: (東京) 03-3240-7864

- ・ 本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・ 本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・ 本資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・ 本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京 UFJ 銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・ 本資料の内容は予告なく変更される場合があります。